

令和 8 年度

市民税・県民税

特 別 徴 収 の し お り

長野県 茅野市

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市役所 総務部 税務課 市民税係
TEL 0266 - 72 - 2101 (内線 172・173・174)
URL <https://www.city.chino.lg.jp/>
E-mail zeimu@city.chino.lg.jp

令和8年度市民税・県民税の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素より格別なるご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度市民税・県民税の特別徴収関係書類を送付いたしますので、本年もご協力をお願い申し上げます。

目次

1	特別徴収事務の取り扱いについて	1 ページ
2	退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について	4 ページ
3	特別徴収税額の納入について	5 ページ
4	eLTAX 地方税共通納税システムについて	7 ページ

<巻末> 申請書様式集

郵便局を利用して納入される場合

⇒ 指定通知書

事業所名、所在地等が変更になった場合

⇒ 特別徴収義務者所在地・名称等変更届

従業員が入社した場合（給与天引きへの切替）

⇒ 特別徴収への切替申請書

従業員が退職、休職した場合

⇒ 給与所得者異動届出書

1 特別徴収事務の取り扱いについて

1 市民税・県民税特別徴収関係書類について

特別徴収税額の通知書（納税義務者用）は、納税者個人宛ての通知書ですので、各納税者へ配布してください。

特別徴収義務者用台帳及びその他の書類は、特別徴収義務者の手元に保管してください。

※今回送付分に、退職・休職・転勤等により特別徴収できない納税者が含まれていた場合は、お手数ですが納税者個人宛ての通知書を「給与所得者異動届出書」に添えて速やかにご返送ください。

2 特別徴収税額の徴収及び納入について

特別徴収義務者用台帳により、それぞれの納税者の税額を、6月から来年5月までの間毎月給与支払の際に徴収し、翌月の10日（10日が金融機関等の休業日の場合には、以後の最も早い営業日）までに納入書により、下記納入場所で納入してください。

3 納入場所について

(1) 茅野市役所及び出張所（泉野・金沢・北山・茅野駅前ベルビア）

(2) 八十二長野銀行本・支店 長野県信用組合本・支店 諏訪信用金庫本・支店

信州諏訪農業協同組合本・支所・営業所 長野県労働金庫本・支店

ゆうちょ銀行・郵便局（長野県・新潟県内に限ります。長野県・新潟県外の郵便局を利用される場合は、別紙指定通知書（後頁の様式集の中にあります）を郵便局へ提出してください。）

4 税額の変更について

特別徴収税額が変更になるときは、「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、その内容に従って徴収し納入してください。（納入書の記入例は6ページ）

5 納税者に異動が生じた場合

退職・休職・転勤等により給与の支払を受けなくなった場合は、その異動が生じた月の翌月の10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。

また、新たに特別徴収を希望される場合は「市民税・県民税特別徴収への切替申請書」を提出してください。その際、二重納付防止のため、不要となる普通徴収納付書を預かっている場合はあわせて提出してください。なお、普通徴収の納期限を過ぎたものについては特別徴収への切替はできません。

「給与所得者異動届出書」等の用紙は本しおり巻末の雛形をコピーしてお使いいただくか、茅野市の公式ホームページ（<https://www.city.chino.lg.jp/>）の「申請書・様式集」から様式をダウンロードしてお使い下さい。

6 事業所の所在地・名称等が変更になった場合

事業所の名称や所在地、送付先、連絡先等が変更になった場合「特別徴収義務者所在地・名称等変更届」を提出してください。

7 退職者等の未徴収税額の取扱について

(1) 1月1日以降に、納税者が退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人の申し出の有無にかかわらず未徴収税額を一括徴収し納入してください。

(2) 12月以前の退職者等につきましても、本人の了承を得て未徴収税額を一括徴収していただくようご協力をお願いします。

なお、外国人就労者の退職の場合は帰国を伴うことが多いため、特に一括徴収での納入をお願いします。

(3) 一括徴収ができない場合には未徴収税額を普通徴収（個人納付）に切り替え、納税者に直接通知します。

ただし、9月19日以降に受理した異動届出書については、未徴収税額は一回の納期で納めていただくこととなりますので、従業員の方にその旨お伝えください。

8 審査請求について

「特別徴収税額通知書」に記載された事項について不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

9 特別徴収税額を滞納したとき

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることになります。（※滞納処分…滞納者に対して財産調査を行い、差押可能な売掛金等を差し押さえます）

また、この税金を納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、税額に年14.6%の割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合（ただし、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算した延滞金が徴収されます。

2 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

1 徴収について

退職所得に係る市民税・県民税につきましても、所得税と同様退職金支払の際に、特別徴収義務者において徴収することとされておりますが、ご不明な場合は「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引き」をご請求いただければ、お送りします。

2 納入について

徴収した退職所得に係る市民税・県民税につきましては、一括徴収の場合と同様その月の他の納税者に係る特別徴収税額とともに納入してください。なお、この場合には、納入書等の「納入金額（2）」の「退職所得分」欄に退職所得から徴収した市民税・県民税の税額を記入し、「合計額」欄に合計金額を記入するとともに、裏面の「市民税・県民税納入申告書」にも内容を記入してください。

3 特別徴収義務者が個人事業主である場合における退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書の取扱いについて

特別徴収義務者が個人事業主の場合には、納入書の面（表面）のみ記載したものを金融機関等に提出していただき（裏面の納入申告書は記載しないでください）、別の紙で納入申告書（裏面のコピーなど）を郵送等により市区町村に提出してください。

※ご不明な点につきましては、下記までお問合せください。

茅野市役所 総務部 税務課 市民税係

TEL 0266-72-2101（内線172・173・174）

3 特別徴収税額の納入について

当市では、事務処理の迅速、正確を図るため、オンラインで税の収納処理をしております。
これに伴い、納入書をOCRで処理いたしますので、次の点にご注意いただきご納入ください。

1 納入書等の送付について

今回同封しました納入書は、本年度においてご利用をいただくもの全てです。（予備2ヶ月分を含みます）
汚損、破損等にご注意いただき、月別等お間違いのないようご使用ください。

2 納入の方法について

(1) 税額に変更のないとき

納入書等の「納入金額（1）」欄に計算された税額をプレプリントしてありますので、金額を確認のうえ
ご納入ください。

(2) 税額に変更があるとき

納入書等の「納入金額（1）」欄の金額を二本線で抹消し、「納入金額（2）」の該当税額欄と「合計額」欄に変更
後の金額を記入してください。

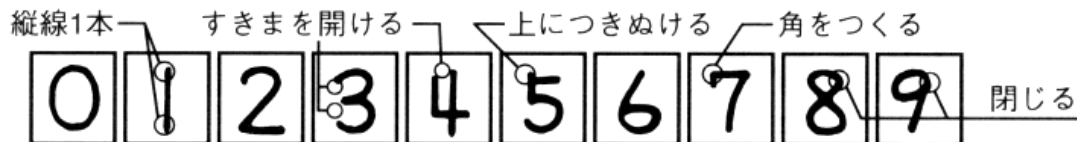
(3) 予備の納入書を使用する場合

年（2桁）、月（2桁）欄へ記入のうえ、上記（2）に準じてお取り扱いください。

注）①記入は黒ペン（黒ボールペン）を使用してください。

②「¥」記号等は記入しないでください。

③手書き数字の記入例（○の部分に注意して、ていねいに記入してください）



《記入例》

1 納入金額変更の場合

- ①当初の数字を二本線「＝」で消してください。
- 「〒」マークはつけないでください。
- ②③給与分・合計額欄の両方へ必ず記入してください。

2 退職所得がある場合

納入書裏面に退職者の氏名・勤続年数をお書きください。

納入書表面

長野県 茅野市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
202142	00570-9-960063	茅野市会計管理者
納期限	令和 8 10 1234500	納入金額(円)
	102,500	
給与分	119200	
退職所得分		
合計額	119200	
納期限	令和 6 年 11 月 10 日	
ゆうちょ銀行 (〒380-8794) 長野野全事務センター		
納収日付印	茅	
住所又は所在地	〒391-0002 長野県茅野市塚原 2-6-1	
氏名又は名称	○△□商事(株)	

上記のとおり通知します。(受付店→八十二銀行茅野支店(取りまとの店)→茅野市)(市町村保管)

納入書表面

長野県 茅野市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
202142	00570-9-960063	茅野市会計管理者
納期限	令和 8 10 1234500	納入金額(円)
	102,500	
給与分	341100	
退職所得分	321500	
合計額	662600	
納期限	令和 6 年 11 月 10 日	
ゆうちょ銀行 (〒380-8794) 長野野全事務センター		
納収日付印	茅	
住所又は所在地	〒391-0002 長野県茅野市塚原 2-6-1	
氏名又は名称	○△□商事(株)	

上記のとおり通知します。(受付店→八十二銀行茅野支店(取りまとの店)→茅野市)(市町村保管)

納入書裏面

市 県 民 税 納入申告書	
(宛先) 茅野市長	8 年 11 月 2 日提出
該当者氏名	茅野 三郎
勤続年数	20 年
支払金額	15,146,000
退職手当等支払金額事業所計	15,146,000
特別徴	市 民 税 19,290
収 額 額	県 民 税 128,600
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割について申告します。	
(特別徴収義務者)	391-0002 長野県茅野市塚原 2-6-1 ○△□商事(株)
住所又は所在地	茅野市
氏名又は名称	茅野市

4 eLTAX 地方税共通納税システムについて

地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

1 申告書の提出について

- (1) 給与支払報告書等の一括提出ができます。
- (2) 全国の地方公共団体への提出が可能です。

2 納税について

複数の地方公共団体への納税を一度の手続きで行えます。

詳しくは、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

eLTAX ヘルプデスク 9:00~17:00 (月~金)

TEL 0570-081-459

03-6745-0720 (上記でつながらないとき)

特 別 徴 収 の し お り

様 式 集

納入にあたって

郵便局を利用して納入される場合は、右の指定通知書を切り取り線から切り取って、日付と局名を記入のうえ、初回分を払い込む際に払い込み郵便局へ納入書とともにお出してください。

ただし、長野県・新潟県内の郵便局を利用される場合は、指定通知書の提出は必要ありません。

切り取り線

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 支店長 様
郵便局長 様

長野県茅野市長 今井 敦



指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴局を市民税・県民税の特別徴収納入金取り扱い金融機関に指定します。

なお、認可番号等は下記のとおりですので、申し添えます。

記

認可番号	貯行第498号
口座番号	00570-9-960063
加入者名	茅野市会計管理者
取りまとめ局	〒380-8794 長野貯金事務センター

特別徴収義務者 所在地・名称等変更届

※用紙はコピーしてお使いください。

令和 年 月 日 提出 (宛先) 茅野市長	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 (住所)	〒										特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに 異なります						
		名称 (氏名)											連絡先	係							
		代表者 職氏名												担当者							
		法人番号																			

■変更年月日	令和 年 月 日	■変更事由	<input type="checkbox"/> 名称変更 <input type="checkbox"/> 所在地移転 <input type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> その他				
--------	----------	-------	--	--	--	--	--

所在地・方書(ビル名等)・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

事 項	変 更 前 (旧)	変 更 後 (新)
フリガナ	※ 変更項目のみ記入してください。	※ 変更項目のみ記入してください。
名 称		
フリガナ		
所 在 地 (送 付 先)	〒	〒
電 話 番 号		
備 考		

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度			
(宛先) 茅野市長 令和 年 月 日提出			〔特別徴収義務者〕 給与支払者	所在地		〒						特別徴収義務者 指定番号					
				フリガナ								宛名番号					
				氏名又は名称								担連 当絡 者先	所属				
				個人番号 又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載						氏名					
										電話		内線 ()					
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏 名												1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他		1. 特別徴収継続		
	生年月日		年 月 日				□ 月から □ 月から		□ 年		□ 年		右から 番号を 記入		右から 番号を 記入		
	個人番号						□ 月まで		□ 月まで		□ 月				2. 一括徴収 (未徴収税額を全 額徴収して納付す る)		
	受給者番 号										□ 日				3. 普通徴収 (本人納付)		
	1月1日 現在の住 所																
異動後の 住 所																	
1. 特別徴収継続の場合																	
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号				(新規)	法人番号								新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を			
	所 在 地		〒		担 当 者 連 絡 先	所 属							□ 月分 (月 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	フリガナ												氏名				受給者番号
	氏名又は名称				電 話	内線 ()						納入書の要否 (新規の場合のみ記 載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要			
2. 一括徴収の場合																	
理 由	□		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため						徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、				
	右から 番号を 記入		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						月 日		円		□ 月分 (月 日納入期限分) で 納入します。				
3. 普通徴収の場合																	
理 由	□		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため												備 考		
	右から 番号を 記入		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため													3. その他 ()	

記入例 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

(宛先) 茅野市長 令和 8年 11月 1日提出	フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	所在地	〒391-0002 茅野市塚原2-6-1		特別徴収義務者 指定番号	1234500	
		フリガナ	マルサンカクシカクショウジカブシキガイシャ		宛名番号	13	
		氏名又は名称	○△□商事株式会社		所属	経理課 経理係	
		個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	一人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	氏名	山田花子	
				電話	0266-72-0000 内線 (111)		

用紙はコピーして
お使いください。

「特別徴収税額
の通知書」の指
定番号 (7桁)
と宛名番号を記
入してください。

給 与 所 得 者	フリガナ	チノ サブロー		(ア)	(イ)	(ウ)	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏名	茅野 三郎		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)			
	生年月日	昭和60年 1月 1日			6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで			異 動 年 月 日
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2							異 動 の 事 由
	受給者番号								1 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他
	1月1日 現在の住 所	茅野市宇川 ○○○○-○							31 日
異動後の 住所	諏訪市□□ ○-○-○		380,700 円	158,800 円	221,900 円				

異動の事由を記
入してください。

未徴収税額の徴
収方法を記入し
てください。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を
____ 月分 (____ 月 日納入期限分) から	____ 月分 (____ 月 日納入期限分) から
徴収し、納入するよう連絡済みです。	徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号	受給者番号
納入書の要否 (新規の場合のみ記 載)	納入書の要否 (新規の場合のみ記 載)
右から 番号を 記入	右から 番号を 1. 必要 2. 不要 記入

転勤等の異動に
より、新勤務先
で特別徴収を継
続する場合の記
入欄です。

2. 一括徴収の場合

1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
2. 異動が令和 ____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	11 月 16 日	221,900 円	11 月分(12月11日納入期限分)
			納入します。

一括徴収に関す
る記入欄です。

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和 ____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	備 考
2. 令和 ____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であ	
3. その他 (_____)	

一括徴収した税
額の納入予定月
を記入してくだ
さい。

給与所得者の情報
を記入してくだ
さい。

「特別徴収税額の通知書」に
記載された、当該給与所得者
に係る特別徴収税額を記入し
てください。

当該給与所得者の税額を何月
から何月まで徴収したか、ま
たその合計額を記入してくだ
さい。

(ア)の年税額から
(イ)の徴収済み額を差
し引いた額を記入してく
ださい。

普通徴収に関す
る記入欄です。